

## 正誤表

2019年2月20日掲載の公募要領に誤記がありましたので訂正いたします。

なお、現在は修正済みです。

正誤箇所	誤	正
P.6 【参考：種類別等価エネルギー換算表】	都市ガス 9,190万 m <sup>3</sup> -SATP	都市ガス 9,400万 m <sup>3</sup> -SATP
P.30 [エネルギー源別標準発熱量一覧表] 6-2-1 本表	都市ガス 42.18 MJ/m <sup>3</sup> @ SATP 14.03 加重平均	都市ガス 41.21MJ/m <sup>3</sup> @ SATP 14.04 加重平均
P.31 [エネルギー源別標準発熱量一覧表] 6-2-2 参考値表	輸入天然ガス（気化 LNG） 40.47MJ/m <sup>3</sup> @ SATP	輸入天然ガス（気化 LNG） 40.46MJ/m <sup>3</sup> @ SATP

# 戦略的省エネルギー技術革新プログラム

## 平成 31 年度公募 公募要領簡易まとめ表

応募に関する情報を一覧にしてまとめました。  
リンクをクリックすると公募要領内の該当ページにジャンプできます。

事業種別	助成事業（詳しくは <a href="#">こちら</a> をクリック） <b>技術開発費＝NEDO 助成費（税抜）＋実施者負担</b>
対象技術	エネルギー（燃料、熱、電気）の <b>国内消費量</b> を削減する技術開発 <b>削減量は 2030 年度時点で 10 万 kL/年（原油換算値）</b> 計算方法は <a href="#">こちら</a> をクリック
対象事業者	<b>日本国内に研究開発拠点を有している企業、大学等の法人</b> ※大学等の単独提案は不可。詳しくは <a href="#">こちら</a> をクリック
応募フェーズ	①インキュベーション研究開発： <b>2 千万円／件・年（2/3 助成）、2 年以内</b> ②実用化開発： <b>3 億円／件・年（2/3 又は 1/2 助成）、3 年以内</b> ③実証開発： <b>10 億円／件・年（1/2 又は 1/3 助成）、3 年以内</b> ※①～③は組み合わせ可能。詳しくは <a href="#">こちら</a> をクリック
受付期間	郵送の場合： <b>2019 年 2 月 20 日（水）～2019 年 3 月 22 日（金）</b> ※NEDO 必着 持参の場合： <b>2019 年 2 月 20 日（水）～2019 年 3 月 26 日（火）</b> 受付時間（持参の場合） 10：00～12：00、13：30～17：00 ※最終日は正午まで。土曜・日曜・祝日等を除く 詳しくは <a href="#">こちら</a> をクリック
問い合わせ先	不明点等ございましたら、 <a href="mailto:shouene@nedo.go.jp">shouene@nedo.go.jp</a> までご連絡ください。

※当公募要領は、標記の事業に対してのみ有効です。

# 平成31年度 戦略的省エネルギー技術革新プログラム 第1回 公募要領

本公募要領はNEDOのホームページ (<https://www.nedo.go.jp/>) の  
公募・調達サイトからダウンロードすることができます。  
\*本公募は、平成31年度予算の成立を前提に募集を行うものです。

## ■応募書類受付期間

郵送の場合：2019年2月20日(水)～2019年3月22日(金)NEDO必着  
持参の場合：2019年2月20日(水)～2019年3月26日(火)正午

## ■受付時間(持参の場合)

10:00～12:00、13:30～17:00  
(最終日は正午迄、土・日・祝日を除く)

## <お問い合わせ>

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構  
省エネルギー部  
「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」事務局  
電子メールアドレス：[shouene@nedo.go.jp](mailto:shouene@nedo.go.jp)

【注意】お問い合わせは必ず電子メールでお願いします。

2019年2月20日

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構  
省エネルギー部

# 目次

ページ

1. 事業の概要	1
1-1. 背景	
1-2. 目的	
1-3. 事業内容	
(1) 対象となる「エネルギー」について	
(2) 採択時の技術開発テーマの優先順位	
(3) 技術開発フェーズについて	
(4) 技術開発フェーズの組み合わせ及び事業期間中の審査	
(5) 必要とされる省エネルギー効果量	
(6) 対象事業者の要件	
(7) 対象事業者の義務	
(8) 実施体制の要件	
(9) 交付規程について	
(10) 技術開発費	
1-4. その他	
2. 応募について	9
2-1. 応募の要件	
2-2. e-Rad での応募基本情報の登録	
(1) 所属研究機関の登録とログインIDの取得	
(2) 研究代表者（主任研究者）のIDの取得	
(3) 応募基本情報の入力と申請	
(4) 応募基本情報のNEDOへの提出	
2-3. NEDOへの応募書類の提出	
(1) 受付期間	
(2) 提出方法	
(3) 応募書類及び提案書等様式	
(4) 応募書類作成における注意事項	
(5) 応募書類の受理	
(6) 公募説明会の実施	
3. 審査について	15
3-1. 審査の過程	
3-2. 審査の基準	
3-3. 審査結果の公表及び通知	
3-4. 審査の日程	
3-5. 情報の取扱い	
(1) 秘密の保持	
(2) e-Rad 情報の取扱い	
(3) テーマ概要の公開	

4. 採択された場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

4-1. 助成金の交付申請及び交付決定

- (1) 交付申請書の提出
- (2) 交付申請書作成に当たっての制限
- (3) 交付決定

4-2. 技術開発の実施

- (1) 交付決定の取り消し
- (2) 交付に当たっての条件について
- (3) 禁止事項及び不正防止
- (4) 技術開発状況の進捗確認に対する協力をお願い
- (5) 次の技術開発フェーズに進むための評価
- (6) 事業化計画などのヒアリング
- (7) 国民との科学・技術対話
- (8) 本事業で得られた成果の発表の取扱いについて
- (9) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）
- (10) 重複の排除

4-3. 技術開発の終了後

- (1) 報告書の提出
- (2) 企業化状況報告書の提出等
- (3) 事後評価
- (4) 収益納付について
- (5) 取得した資産の取扱い
- (6) 調査への協力

5. 問い合わせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

- <添付資料1> 「重要技術」一覧
- <添付資料2> 「助成事業」のポイント
- <添付資料3> 省エネルギー効果量の計算方法と算出例  
(別表1) エネルギー源別標準発熱量一覧表
- <添付資料4> 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を  
利用した応募手続きの流れについて
- <添付資料5> 禁止事項及び不正防止について
- <添付資料6> 追跡調査・評価の概要

**【ご注意】**

**本事業への応募には、「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」への  
登録及び応募基本情報の申請が必要です。**

応募者の方は、応募書類を提出される前までにe-Radへ「所属研究機関」及び「研究代表者」を登録しログインIDを取得した上で、応募内容の基本情報(応募基本情報)をシステム上申請する必要があります。所属研究機関の登録手続きには、システム上2週間以上かかる場合がありますので、時間に十分余裕をもって行ってください。詳細はe-Radポータルサイトを参照ください。また、システム操作等で不明な点は、「e-Radヘルプデスク」にお問い合わせください。

e-Radポータルサイト：<https://www.e-rad.go.jp/>

e-Radサービス時間：0:00～24:00(平日、休日とも)

\*e-Radの操作方法に関するお問い合わせ

e-Radヘルプデスク：Tel: 0570-066-877

受付時間：9:00～18:00(平日)土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く

## 「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」基本スキームに係る 平成31年度 第1回公募について

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、NEDOという。）は、「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」基本スキームの平成31年度第1回公募を行います。

本事業は、我が国における省エネルギー型経済社会の構築及び産業競争力の強化に寄与することを目的としています。現行の「省エネルギー技術戦略」で掲げる「重要技術」を中心に高い省エネルギー効果が見込まれる技術開発を対象に助成します。

なお、本事業は平成31年度の政府予算に関する方針等により、公募の内容や採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

### 記

## 1. 事業の概要

### 1-1. 背景

エネルギーを巡る国内外の情勢変化を踏まえ、2030年、更に2050年を見据えた新たなエネルギー政策の方向性を示すものとして、第5次「エネルギー基本計画」（2018年7月3日閣議決定）が策定されました。その中で、エネルギー政策の基本方針として、S+3E（安全性、エネルギー安定供給、最小の経済負担、環境への適合）に加えて、国際的な視点と経済成長の視点を加味しつつ、徹底した省エネルギー社会の実現と多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造の構築が目標とされています。また、省エネルギー技術を含むエネルギー・環境技術は、戦略的な市場創出の観点及び社会基盤としてのエネルギーシステムのクリーン化、効率化、スマート化の観点から、「日本再興戦略」、「科学技術イノベーション総合戦略」等においても非常に重要な位置を占めています。

### 1-2. 目的

「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」は、我が国における省エネルギー型経済社会の構築及び我が国の産業競争力の強化に寄与することを目的としています。また、本事業の実施を通じて、イノベーションの担い手として重要な中小・ベンチャー企業等を支援することとします。

省エネルギーに関する技術分野は多岐にわたります。そこで、「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」は、NEDOが策定した基本計画及び平成31年度実施方針に基づき、経済産業省及びNEDOが定めた現行の「省エネルギー技術戦略」に掲げる産業、家庭・業務、運輸部門等の省エネルギーに資する重要技術を中心に、技術開発を強力に推進します。

### 1-3. 事業内容

#### (1) 対象となる「エネルギー」について

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下、省エネ法）に定められたエネルギー（燃料、熱、電気）を対象としています。本プログラムでは、これらの大幅な使用量削減が見込まれる技術の開発に対し助成します。省エネ法に合致しないエネルギーは対象外です。

例えば、総エネルギー量の使用量削減を伴わない燃料転換、使用エネルギーの一部を単に、風力、太陽光等の再生可能エネルギーで代替したもの、原子力発電、バイオマス燃料製造などは対象としません。詳しくは、経済産業省資源エネルギー庁のウェブサイトを参照してください。

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/summary/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/)

## (2) 採択時の技術開発テーマの優先順位

「省エネルギー技術戦略2016」において、我が国のエネルギー消費部門ごとに定めた「重要技術」に係る技術開発テーマを優先的に採択します。この「重要技術」一覧を、＜添付資料1＞に示します。

省エネルギー技術戦略2016における「重要技術」



省エネルギー技術戦略2016

[https://www.nedo.go.jp/library/energy\\_conserv\\_tech\\_strat.html](https://www.nedo.go.jp/library/energy_conserv_tech_strat.html)

具体的には、下表の技術を優先して採択を行います。

技術分野
高効率火力発電・次世代送配電技術
コージェネ・熱利用システム
製造プロセス省エネ化技術
省エネ化システム・加工技術
省エネプロダクト加速化技術
ZEB・ZEH
省エネ型情報機器・システム
快適・省エネヒューマンファクター
次世代自動車等
ITS等
スマート物流システム
革新的なエネルギーマネジメント技術
パワーエレクトロニクス
次世代型ヒートポンプシステム

### (3) 技術開発フェーズについて

開発リスクや開発段階は開発技術ごとに異なるため、3つの技術開発フェーズを設けています。また、各技術開発フェーズを組み合わせた提案も可能です。技術開発フェーズ移行時にはステージゲート審査を実施し、高い成果と、十分な省エネルギー効果が見込まれる技術開発テーマに対しては、シームレスに支援を行います。

なお、採択テーマの期間は交付決定日から最長2021年度末までとし、以下(※1)の条件を前提として、2022年度以降の技術開発フェーズの実施内容についても“参考”として提案を行うことは認めます。

※1 採択テーマ終了は原則として最長2021年度末までとしますが、2022年度分以降の政府予算の目処が立つ場合を条件として、引き続き継続を認める可能性があります。

#### <インキュベーション研究開発フェーズ>

対象：課題解決への具体的手法や事業化の見通しの明確化を図るなど、開発・導入シナリオの策定等を行う研究開発です。

インキュベーション研究開発フェーズは、実用化開発・実証開発フェーズの事前研究との位置づけであるため、必ず実用化開発・実証開発フェーズと組み合わせて応募ください。

技術開発費上限：2千万円/件・年（NEDO助成費+実施者負担分）

助成率：2/3以内

事業期間：2年以内（事業終了は3月の予定）

#### <実用化開発フェーズ>

対象：既に企業や大学等が有している技術やノウハウ等をベースとして、省エネルギーに資する応用・転用を図る技術開発です。本開発終了後、原則として3年以内に製品化を目指す実用化開発が対象です。

技術開発費上限：3億円/件・年（NEDO助成費+実施者負担分）

助成率：2/3又は1/2<sup>※2</sup>以内

事業期間：3年以内（事業終了は2月、ただし、引き続き実証開発を行う場合には3月の予定）  
3年事業の場合は、2年目の終了前に審査を行い継続の可否を決定します。  
他の技術開発フェーズと組み合わせる場合は、事業期間1年でも可とします。

#### <実証開発フェーズ>

対象：事業化を阻害している要因の克服や、より着実な事業化を実現する一助となる実証データを取得するなどの技術開発です。本開発終了後、原則として速やかに製品化を目指す実証開発が対象です。

技術開発費上限：10億円/件・年（NEDO助成費+実施者負担分）

助成率：1/2又は1/3<sup>※2</sup>以内

事業期間：3年以内（事業終了は2月の予定）

3年事業の場合は、2年目の終了前に審査を行い継続の可否を決定します。  
他の技術開発フェーズと組み合わせる場合は、事業期間1年でも可とします。

※2 提案者が大企業個社（連名提案者、委託先又は共同研究先なし）の体制の場合。

中堅・中小・ベンチャー企業とは、以下の(ア)(イ)(ウ)又は(エ)のいずれかに該当する企業等であって、かつ、大企業の出資比率が一定比率を超えないもの(注1)をいいます。



(ア)「中小企業」としての企業

中小企業基本法第2条（中小企業者の範囲及び用語の定義）を準用し、次表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業です。

主たる事業として営んでいる業種 ※1	資本金基準 ※2	従業員基準 ※3
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

※1 業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

※2 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。

※3 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含まれます。

(イ)「中小企業者」としての組合等

以下のいずれかに該当する組合等をいいます。

1. 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が（ア）の表の「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合であるもの
2. 1. のほか、産業技術力強化法施行令第6条第1項第2号ハに規定する事業協同組合等

(ウ)「中堅企業」としての企業

常時使用する従業員の数（注2）が1,000人未満又は売上高が1,000億円未満のいずれかの条件を満たす企業であって、中小企業を除いたものをいいます。

(エ) 研究開発型ベンチャー

以下の条件をすべて満たす企業をいいます。

- ・ 試験研究費等が売上高の3%以上又は研究者が2人以上かつ全従業員数の10%以上であること。
- ・ 未利用技術等、研究開発成果が事業化されていない技術を利用した実用化開発を行うこと。
- ・ 申請時に上記要件を満たす根拠を提示すること。

(注1) 次の企業は、大企業の出資比率が一定比率を超えているものとします。

- ・ 発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業（注3）の所有に属している企業
- ・ 発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業（注3）の所有に属している企業

(注2) 常時使用する従業員には、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含まれます。

(注3) 大企業とは、（ア）から（エ）のいずれにも属さない企業であって事業を営むものをいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として扱わないものとします。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（ベ

ンチャー財団)と基本約定書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)

- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

(参考) 会計監査人の定義

株式会社の会計監査を行う公認会計士または監査法人。会社法337条により大会社や指名委員会等設置会社などに設置が義務付けられている株式会社の機関の一つ。監査役と異なり、独立的な立場から財務諸表等の監査を行う。なお、大会社・委員会設置会社以外の株式会社も会計監査人を設置することができる。

#### (4) 技術開発フェーズの組み合わせ及び事業期間中の審査

技術開発フェーズは組み合わせることが可能です。

なお、採択に当たり、提案と異なるフェーズでの採択を条件として付す場合があります。

本事業では「ステージゲート審査」を導入しています。複数の技術開発フェーズの組合せで採択された場合、次の技術開発フェーズに進む際は「ステージゲート審査」を行います。その審査結果に基づいて、次の技術開発フェーズに進むか中止するかをNEDOが決定します。

また、「実用化開発」、「実証開発」を3年の期間で事業を行う場合、2年目終了前に「中間評価」を行います。その評価結果に基づいて、継続か中止かをNEDOが決定します。

事業の進捗状況によっては、「ステージゲート審査」「中間評価」とは別に開催される外部有識者から構成する技術委員会の評価結果等により事業中止となる場合があります。

応募タイプは下記6タイプから選択ください。

タイプA:「インキュベーション研究開発」+「実用化開発」+「実証開発」

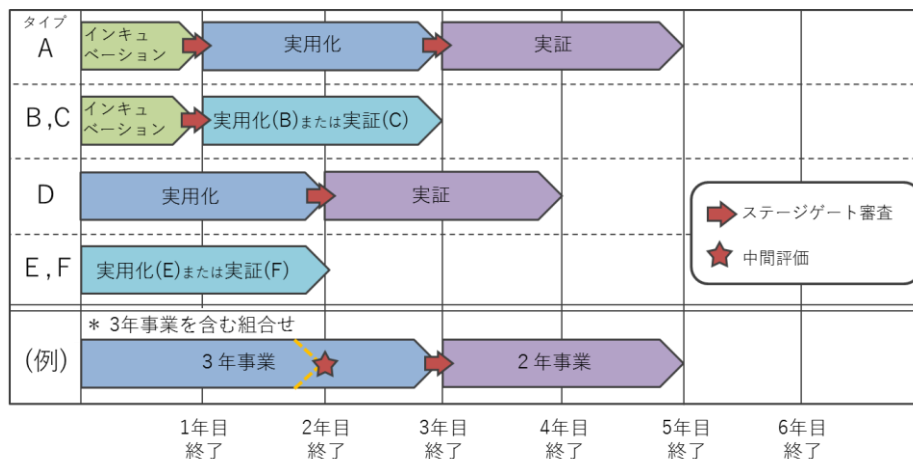
タイプB:「インキュベーション研究開発」+「実用化開発」

タイプC:「インキュベーション研究開発」+「実証開発」

タイプD:「実用化開発」+「実証開発」

タイプE:「実用化開発」

タイプF:「実証開発」



- 1) 複数の技術開発フェーズを組合せたタイプA~Dの場合は、「実用化開発」、「実証開発」の事業期間を1年とすることができます。
- 2) 複数の技術開発フェーズの組み合わせで応募する場合は、全期間の提案書を提出していただきます(例:タイプDの「実用化開発」+「実証開発」の場合、実証開発まで提出。)

## (5) 必要とされる省エネルギー効果量

本事業に応募するためには、国内において「2030年度時点で10万kL/年以上」の省エネルギー効果量（原油換算値）が必要です。ただし、省エネルギーに有効な技術開発を広く提案していただく観点から、省エネルギー効果量が10万kL/年に満たない場合でも、下記の条件により提案可能とします。また、2030年度までの省エネルギー効果量の推移を把握するための参考として、製品化後、「販売開始から3年後の時点」での省エネルギー効果量も記載してください。

※省エネルギー効果量の計算方法と算出例は<添付資料3>を参照してください。

※海外での省エネルギー効果量があれば、参考として国内分とは別に記載してください。

[2030年度時点の省エネルギー効果量が10万kL/年に満たない場合]

提案技術の2030年度時点の省エネルギー効果量をX万kL/年とすると、各フェーズの上限額にX/10を乗じた金額が、1年度あたりに計上可能な技術開発費上限となります。

※上記の考え方は実用化開発フェーズ及び実証開発フェーズに適用します。

なお、インキュベーション研究開発フェーズにおいては省エネルギー効果量によらず、2千万円/年を上限とします。

[必要となる省エネルギー効果量の計算例]

実用化開発フェーズ（技術開発費上限：3億円/年）の場合

提案技術の2030年度時点の省エネルギー効果量が5万kL/年とすると、1年度あたりに計上可能な技術開発費は3億円×5/10=1.5億円となります。

【参考：種類別 等価エネルギー換算表】

原油	石炭 (輸入原料炭)	石油製品 (ガソリン)	都市ガス (都市ガス)	電力 (電力受電端発熱量)
10万kL	13.5万t	11.6万kL	9,400万m <sup>3</sup> -SATP	40,900万kWh

《注意》提案書に記載する省エネルギー効果量は、<添付資料3>の原油換算値（発熱量1MJ=原油2.58×10<sup>-5</sup>kL）を用いて記載してください。

また、(別表1)の発熱量一覧の値を使用してください。

## (6) 対象事業者の要件

本事業に応募できるのは、次の①から⑥に記載された条件を満たし、かつ、原則として、日本国内に研究開発拠点を有している企業、大学等の法人です。ただし、国外法人の特別な研究開発能力・研究施設等を活用する場合や、国際標準獲得等のために必要とする場合は、国外法人との連携により実施することができます。

- ① 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ② 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- ③ 助成事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ④ 当該事業者が遂行する助成事業が、別途定める基本計画を達成するために十分に有効な技術開発を行うものであること。
- ⑤ 当該事業者が助成事業に係る事業化に対する具体的計画を有し、その実施に十分な能力を有すること。又、技術開発終了後、当該技術に係る事業化を主体的に実施するものとする。  
(複数者で構成される体制であれば、事業化能力を有する者が体制内に存在することでも可)。
- ⑥ 当該事業者が助成事業を国際連携による共同研究案件として実施することを目指している場合は、連携する国外の企業等(対象事業者には含まない)と共同研究にかかる契約・協定等を締結すること(又は連携の具体的予定を示すこと)ができること。また、知財権の取扱いを適切に交渉、管理する能力を有すること。

## (7) 対象事業者の義務

- ① 助成事業が、本事業の基本計画に定められている制度の目標に沿った実用化開発・実証開発を行うものであること。
- ② 助成事業終了後、実用化を目指す上での開発計画、投資計画、実用化能力の説明を行うこと。
- ③ 助成事業の事務処理については、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施すること。
- ④ 助成事業終了後、本事業の実施により、国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等、様々な形態を通じ、我が国の経済に如何に貢献するかについて、バックデータ<sup>※</sup>も含め、具体的に説明を求められます。  
※バックデータ：上記の基礎となる主要な事項(背景、数値等)
- ⑤ 当該助成事業終了後、追跡調査や特許等の取得状況調査にご協力いただく場合があります。

## (8) 実施体制の要件

- ① 全ての技術開発フェーズにおいて、企業が実施体制に含まれていることが必要です。
- ② 技術開発責任者を実施体制内で1名置いてください。技術開発責任者は、技術開発全体のとりまとめの他、NEDOとの調整及び委員会等での進捗状況報告を担当していただきます。なお、技術開発責任者は主任研究者候補(委託先、共同研究先を除く)から選出してください。
- ③ 複数の法人で応募される場合、各法人における役割分担及び各々の技術開発費を明確にしてください。
- ④ 国立研究開発法人及び大学等から民間企業への委託等は、原則として認めません。
- ⑤ 大学等の単独提案は、原則として認めません。

## (9) 交付規程について

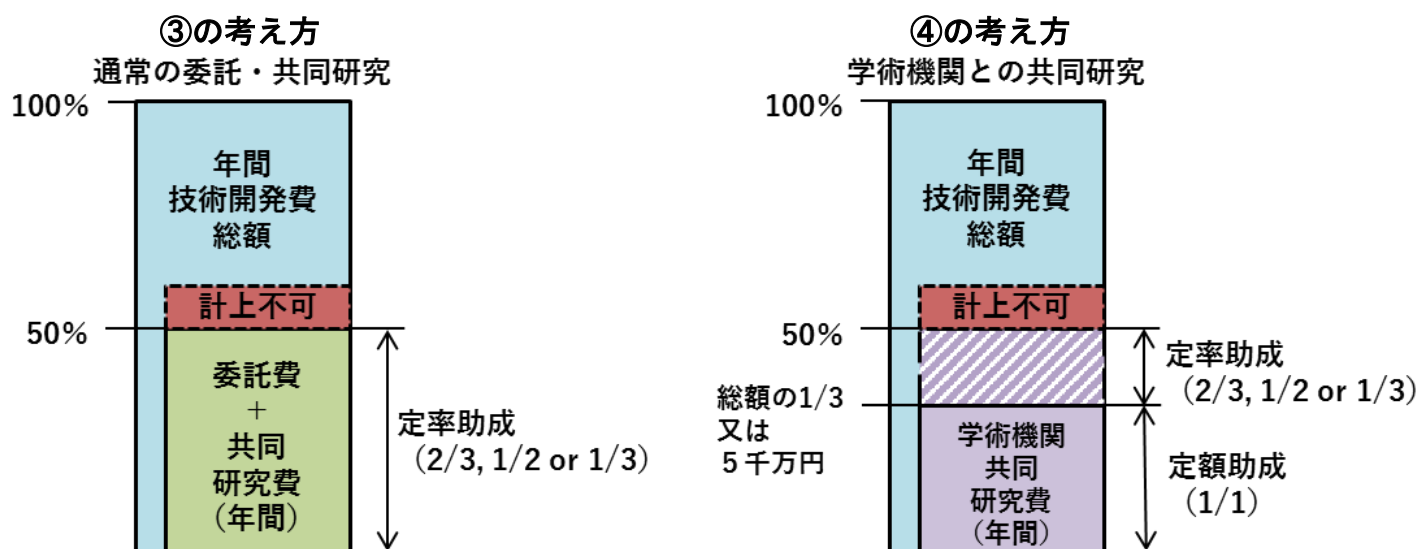
本事業は、「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」に基づき実施します。

## (10) 技術開発費

- ① 技術開発費の経費項目については、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程に定める経費項目に従ってください。
- ② 研究員費（労務費）は、原則として健保等級により算定します。
- ③ 委託先又は共同研究先がある場合には、委託費と共同研究費の合計額を助成事業者毎の年間技術開発費総額の50%未満とすることが必要です。
- ④ 助成事業者（提案者）が学術機関（国公立研究機関、国立大学法人、公立大学法人、私立大学、高等専門学校、国立研究開発法人）等と共同研究を実施する場合には、同交付規程第6条第2項に基づき、当該共同研究費については定額助成\*します。
- ⑤ 助成事業者と委託先又は共同研究先との契約においては、委託又は共同研究に係る費用を助成事業者が全額負担（消費税を含む）する契約としてください。

\*「定額助成」とは年間技術開発費総額の1/3の額、又は5千万円のいずれか低い額を上限とし、当該経費には助成率は乗じないものです（NEDOがこの共同研究費を各技術開発フェーズの助成率に関わらず100%負担します）。上限を超過した共同研究費については定率助成となります。

「定額助成」は、助成事業者が学術機関等と共同研究をする場合に限られます。例えば、学術機関等が助成事業者（提案者）となる場合や、助成事業者（提案者）が学術機関等に技術開発の一部を委託する場合は、定額助成とはなりませんので注意してください。上記③、④項の内容を図示すると、下記のとおりです。



### 1-4. その他

- (1) 本事業には、「中小企業技術革新制度 (Small Business Innovation Research)」が適用されます。この制度の詳細は、次のURLを参照してください。

[http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq07\\_sbir.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq07_sbir.htm)

- (2) 本事業には、「ジャパン・スペインイノベーションプログラム」が適用されます。制度の詳細は、次のURLを参照してください。

[https://www.nedo.go.jp/activities/AT1\\_00469.html](https://www.nedo.go.jp/activities/AT1_00469.html)

## 2. 応募について

### 2-1. 応募の要件

「1-3. 事業内容」に記載されている全ての項目に同意し、かつ、合致することが応募の要件です。

### 2-2. e-Radでの応募基本情報の登録 (e-Rad ポータルサイト <https://www.e-rad.go.jp/>)

応募受付期間内に、e-Radへ応募基本情報の登録を完了してください。

手続きの概略を(1)～(4)に示します。(参考<添付資料4>)

#### (1) 所属研究機関の登録とログインIDの取得

応募までに、提案者の所属する研究機関(所属研究機関)がe-Radに登録されていることが必要です。また連名提案の場合、それぞれの提案者の所属する研究機関(所属研究機関)がe-Radに登録されていることが必要です。

各所属研究機関で1名、e-Radに関する事務代表者を決め、事務代表者はe-Radポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を(事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて)行ってください。

登録されると、ログイン用ID(11けた)、所属研究機関用ID(10けた)、パスワード及び電子証明が発行されます。なお、登録手続きに2週間以上かかる場合があります。詳細はe-Rad操作マニュアルを参照してください。

e-Rad研究機関向けページ システム利用に当たっての事前準備

[https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_organ.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)

e-Rad研究者向けページ システム利用に当たっての事前準備

[https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_researcher.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html)

#### (2) 研究代表者(主任研究者)のIDの取得

所属研究機関の事務代表者が、電子証明が格納されたPCを用いてログインし、研究代表者(主任研究者)を登録してください。ログイン用ID(11けた)、申請用研究者番号(8けた)、及びパスワードを取得します。

#### (3) 応募基本情報の入力と申請

技術開発責任者がe-Radのポータルサイトへログインし、公募内容に関する応募基本情報を入力してください。1提案につき1申請が必要です。

全ての入力と内容の確認を終了後、プレビューボタンで応募内容提案書pdfファイルを作成・印刷してください。内容に誤りの無いことを確認した後、[実行]ボタンを押してください。[実行]ボタンを押すことで、e-Radへの応募申請が完結します。

「研究組織情報の入力」では、[研究代表者]欄に技術開発責任者を、[研究分担者]欄には実施体制に含まれる法人全ての主任研究者(技術開発責任者を除く)と、e-Radの研究者番号を保有している主要研究員を入力してください。

また、応募基本情報の研究開発課題名、研究目的及び研究概要は、「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」の「様式4」で定める提案書本文の内容をまとめ、公表できる内容を記入してください。

なお、応募基本情報の詳細内容はe-Rad操作マニュアルを参照してください。

#### (4) 応募基本情報のNEDOへの提出

前記(3)で作成した応募内容提案書ファイル(pdf形式)のプリントアウト全ページを、他の応募書類とともにNEDOへ提出してください。

注意 e-Radでの応募基本情報の入力において、電子証明発行遅れ及び電子証明インストール不具合等、やむを得ない事情によりe-Radへの電子申請が期限に間に合わない場合は、必ず事前に「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」事務局に相談してください。

### 2-3. NEDOへの応募書類の提出

#### (1) 受付期間

郵送の場合：2019年2月20日(水)～2019年3月22日(金)NEDO必着

持参の場合：2019年2月20日(水)～2019年3月26日(火)正午

受付時間(持参の場合) 10:00～12:00、13:30～17:00

(最終日は正午まで。土曜・日曜・祝日等を除く)

応募状況等により公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDOホームページにてお知らせします。

なお、メール配信サービス(<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>)にご登録いただきますと、公募情報に関するお知らせなど、ウェブサイトに掲載された最新の情報が随時配信されます。

#### (2) 提出方法

持参又は郵送してください。FAXや電子メールによる提出は受け付けません。

不備があった場合は再提出となりますので、余裕をもった提出を推奨します。

##### 1) 応募書類を郵送する場合

封筒に「戦略的省エネルギー技術革新プログラムに係る応募書類在中」と朱書きの上、郵送してください。なお、配達記録、書留等により受渡履歴及び配送過程が追跡できる方法で送付してください。

郵送先：〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 省エネルギー部

「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」事務局

##### 2) 応募書類を持参する場合

上記受付時間内にミューザ川崎セントラルタワー16F NEDO総合案内にて、応募書類持参の旨お伝えいただき、案内に従ってください。

### (3) 応募書類及び提案書等様式

各応募書類と提出部数を下記に示します。様式の指定がないものを除き、NEDOが定めた様式（NEDOの「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」のウェブサイトに掲載された基本スキームの最新の様式）で作成してください（古い様式のものは受け付けません）。

	書類名	様式	提出部数	
①	表紙	様式1	正1部、副2部 ×提案者数	
②	提案書要約版	様式2、様式3-1、3-2	正1部、副2部	
③	提案書本文	様式4	正1部、副2部	
④	主任研究者候補 研究経歴書	様式5	正1部、副2部	
⑤	主要研究員候補 研究経歴書	様式6	正1部、副2部	
⑥	応募書類等受理票	様式7	1部×提案者数	
⑦	NEDO技術開発プロジェクトの実績調査票	様式8	正1部、副2部 ×体制内全法人数	
⑧	利害関係確認情報	様式9-1、9-2	正1部、副2部	
⑨	事業成果の広報活動に対する同意	様式10	正1部、副2部	
⑩	以下の電子データ ・提案書要約版 (様式2、3-1、3-2) ・提案書本文 (様式4)	次頁(4)の⑩を参照	1部 DVD-R等の不揮発性媒体で提出	
⑪	返送用封筒	受理票返送用	角形2号 (A4判の用紙が入る大きさ) 各返送用封筒について宛名記載(返信用切手は不要)	1通又は提案者数
		採択不採択結果返送用		1通又は提案者数
⑫	会社経歴書等 ・会社の経歴 ・決算報告書(直近3年分) ・当該技術に関する事業部、研究所等の組織に関する説明書 ※web上に公開されている場合は、提出不要です。	<様式は問いません>	1式×提案者数	
⑬	e-Rad用 応募内容提案書 (研究開発課題名、研究目的及び研究概要は、公表できる内容で記入すること。)	e-Rad上で作成し、ダウンロードしたpdfファイル	1部(全頁のプリントアウト)	



#### (4) 応募書類作成における注意事項

##### <全般的事項>

- (ア) 提案書等様式 : 必ず本公募要領に対応する様式を使用してください。  
正しい様式以外で作成された提案書は受け付けません。  
(年度、何回公募であるかで様式は異なります)
- (イ) 使用言語 : 日本語
- (ウ) 用紙 : A4判縦長(横書き)で作成してください。  
提出時は左綴じクリップ止めにしてください。  
ホッチキス止めは行わないでください。
- (エ) 使用する字体(フォント) : 内容が判読し易い字体を使用。フォントは10.5ポイントを基本としてください。
- (オ) 印刷 : モノクロ片面印刷にて提出してください。

##### <各様式の記載方法: 詳細は「様式説明」を参照してください>

###### ① 表紙(様式1)

- ・複数の法人による連名提案の場合は、提案者毎に表紙を作成してください。
- ・代表者名は、提案者の所属する法人の代表者名又は権限を委譲された代表者名を記載してください。
- ・e-Radにおける所属研究機関用ID(10けた)を必ず記載してください。
- ・代表者、連絡先等に変更があった場合は、速やかに「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」事務局に連絡してください。

###### ② 提案書要約版(様式2、様式3-1、様式3-2)

- ・提案書本文(様式4)の記述内容を、簡潔明瞭に記載してください。
- ・様式2、様式3-1は各1ページをめどに作成してください。
- ・様式3-2は必要に応じて図・表を挿入し、わかりやすく記載してください。

###### ③ 提案書本文(様式4)

- ・必ず**20ページ以内**に記載してください。21ページ目以降は審査の対象としません。
- ・必要に応じて、図、表を加え、わかりやすく記載してください。
- ・ページ番号を下中央に印字してください。

###### ④ 主任研究者候補 研究経歴書(様式5)

- ・提案者の法人に所属する主任研究者候補についてはe-Radの研究者番号(8けた)を必ず記載してください。
- ・1人1ページ以内で作成してください。
- ・技術開発責任者の場合は、様式内に明示ください。

###### ⑤ 主要研究員候補 研究経歴書(様式6)

- ・主要研究員候補とは、各技術開発項目の責任者となる研究員のことです。
- ・ただし、大学(国公立大学及び私立大学)、技術開発を行う国立研究開発法人及び国又は公設の試験研究機関の研究者については、当該事業の研究体制に入る予定の研究者全員(ただし補助員を除く)の研究経歴書を作成、添付してください。
- ・1人1ページ以内で作成してください。

⑥ 応募書類等受理票（様式7）

- ・応募書類等の受理の確認とその連絡に使用します。
- ・複数の法人による連名提案の場合は提案者毎に応募書類等受理票を作成してください。

⑦ NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票（様式8）

- ・過去15年以内に実施したNEDOの研究開発プロジェクトの名称及び成果を、最大5件提出してください（直接的なものに限らず、波及効果・派生技術・知財ライセンス・技術移転等も含む）。不明な場合は、不明と記載してください。実施体制内のすべての法人について、個々に作成してください。

⑧ 利害関係確認情報（様式9-1、9-2）

- ・NEDOにて利害関係者の調査は行いますが、補完する意味で事業者様も情報提供にご協力ください。実施体制内のすべての法人（委託先、共同研究先を含む）が対象です。事業者ごとに分けずに、全事業者分をまとめて記載し提出してください。

様式9-1

提案者が想定する「利害関係対象者」を記載してください。

「利害関係対象者」とは、下記3項目のいずれかに該当する方を言います。1.2.3.項に該当する心あたりのある方があれば記載してください。ない場合は「なし」と記載してください。

1. 提案書に氏名が記載された技術開発責任者、主任研究者、主要研究員の四親等以内の血族、三親等以内の姻族、同居の親族のうち、本提案技術に関連すると思われる学識経験者
2. 提案する課題と直接的な競合関係にあると思われる学識経験者
3. 提案テーマの実施体制に入っていないが、実質的な協力関係にある学識経験者

\*学識経験者：学問上の高い知識を持ち、大学・公的な研究開発機関に所属する者

様式9-2

審査委員が、利害関係を確認する様式です。本様式は書面審査委員、採択審査委員に送付し、委員が利害関係を確認する情報として使用します。したがって、＜テーマ概要＞には、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを、問題ない範囲で、できるだけ詳細に記載してください。

⑨ 事業成果の広報活動に対する同意（様式10）

- ・本事業の実施者には、NEDOと協力して効果的に情報発信することを了解していただきます。実施体制内のすべての法人（委託先、共同研究先を含む）が対象です。事業者ごとに分けずに、全事業者分をまとめて記載し提出してください。

#### ⑩ 電子データ

- ・以下のデータをDVD-R等の不揮発性媒体に格納し、提出してください。

様式2、様式3-1	.xlsx形式
様式3-2	.pptx形式
様式4	.docx形式

#### ⑪ 返送用封筒

- ・返送用封筒（角形2号）を提出してください（返送先住所を記載。切手不要）。
- ・返送用封筒は応募書類等受理票と採択不採択結果の送付用に使用します。
- ・複数の法人による連名提案で、提案者別に返送を希望される場合は、提案者数に相当する封筒にそれぞれ返送先を記載の上、提出してください。
- ・応募書類提出後に返送先(住所、担当者等)に変更が生じた場合は再提出してください。

#### (5) 応募書類の受理

- 1) 提案書を受け取った後に、応募書類等受理票を提案者に郵送します。
- 2) 応募の要件を満たさない場合、無効として書類を返却します。
- 3) 受付期間内に応募書類に不備が発見された場合には、受付期間内での修正を求めます。当該期間内に修正できない場合には、無効として書類を返却します。
- 4) 受付期間を過ぎて採択不採択決定通知までの間に、応募書類に不備が発見された場合には、原則、無効として書類を返却します。ただし、不備の程度が軽微であり、かつ、採択審査への影響が軽微であると判断できる場合には、この限りではありません。

#### (6) 公募説明会の実施

本事業の内容、応募に当たっての手続き及び提出していただく書類の記載方法等の説明会を、川崎、大阪、名古屋、仙台、広島、福岡、富山において開催します。詳細は、NEDOの「戦略的省エネルギー技術革新プログラム平成31年度第1回公募」のウェブサイトにてご確認ください。なお、応募に当たって公募説明会への出席は必須ではありませんが、出席されることをお勧めします。希望者には個別の相談にも応じます。

### 3. 審査について

#### 3-1. 審査の過程

- 1) 外部有識者による採択審査委員会とNEDO内に設置する契約・助成審査委員会の二段階で審査します。
- 2) 採択審査委員会では、提案書の内容について審査し、本事業の達成に有効と認められる助成事業者候補を選定します。
- 3) すべての応募タイプについて、審査の過程で、プレゼンテーションの実施等をお願いする場合があります。プレゼンテーションを実施していただく場合の日時・場所等は、NEDOから様式2に記載いただいた連絡先へ電子メールにてご連絡いたします。なお、プレゼンテーションの資料は基本スキーム指定の様式（「戦略的省エネルギー技術革新プログラム平成31年度第1回公募」のウェブサイトに掲載）で作成してください。
- 4) 提案内容の確認のために、説明又は追加資料の提出を求めることがあります。
- 5) 契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に助成事業者を決定します。
- 6) 公募締切後から採択不採択通知までの間、助成事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには、NEDO（外部有識者を含む）は一切応じることができませんので、予めご了承ください。

#### 3-2. 審査の基準

下表の審査項目及び審査内容に記載された観点から、審査を行います。

要件審査	
審査項目	審査内容
助成事業者としての適格性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業者（1-3. 事業内容（6）対象事業者の要件）にあてはまること。</li> <li>・助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。</li> <li>・助成事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。</li> </ul>
提案に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案の内容が本制度の目的等に合致していること。</li> <li>・算定されている国内の省エネルギー効果量が、各技術開発フェーズの省エネルギー効果量目標値を上回っていること。</li> </ul>

提案内容（技術）審査	
審査項目	審査内容
省エネルギー効果量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー効果量の算出の考え方が妥当であるか。</li> <li>・国内（外）において高い省エネルギー効果量が期待できるか。</li> </ul>
重要技術等との関連性（加点）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー技術戦略に「重要技術」として設定された技術に関するものであるか。</li> </ul>
技術の独自性、優位性、革新性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案技術に独自性があるか。</li> <li>・提案技術に優位性があるか。また競合技術との比較等の根拠が示されているか。</li> <li>・提案技術に革新性があるか。</li> </ul>
目標値の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・達成目標は、事業計画に基づいて、適切かつ定量的に設定されているか。</li> <li>・課題解決のための着眼点や手法、またそのスケジュールが具</li> </ul>

	体的かつ優れているか。
電力需給緩和（加点）	・電力需要のピークカット、ピークシフトに効果的なものであるか。

提案内容（事業化等）審査	
審査項目	審査内容
事業化シナリオの妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業化までの計画が明確であり、経済性分析等も行われているか。</li> <li>・市場ニーズ等を把握していると共に、事業化を見据えたユーザー評価等の計画を有しているか。</li> <li>・各技術開発フェーズで設けている事業化時期の目処の到達が期待できるか。</li> </ul>
開発体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術開発から事業化までを見据え、期間内で技術開発成果等をあげることができる体制や、人員配置となっているか。</li> <li>・研究開発責任者は十分な経歴や実績を有するか。</li> <li>・一提案につき、提案者が複数存在する場合、提案者の分担が明確になっているか。</li> </ul>
経済的波及効果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業化により高い新規市場創出効果が見込まれるか。</li> <li>・海外においても競争性を有する製品等の創出が見込まれるか。</li> </ul>
社会的貢献度（加点）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地の復興に対しどの様な貢献が期待できるか。</li> <li>・構造改革特区制度の活用を予定しているなど、社会の構造改革や地域の活性化等への貢献が期待できるか。</li> </ul>
中小・ベンチャー企業（加点）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該提案は中小・ベンチャー企業が提案しているか、又は実施体制内に中小・ベンチャー企業が含まれているか。</li> </ul>

### 3-3. 審査結果の公表及び通知

- 1) 採択された事業については、NEDOから提案者に採択審査結果通知を郵送します。不採択の場合も、評価結果を添えてその旨を通知します。
- 2) 採択した案件（実施者名、事業名及び事業の概要）はNEDOのウェブサイト等で公表します。
- 3) 審査委員（評価者）の氏名については採択決定後にNEDOのウェブサイトに公表します。
- 4) 必要に応じて、プレスリリース等を行う場合があります。
- 5) 採択に当たって条件を付す場合があります。

### 3-4. 審査の日程

公募の締め切りから事業開始までの概略のスケジュールは、以下の通りです。「3-1. 審査の過程」に記載された方法によって審査を行い、公募の締切日から、70日以内に結果を提案者に対して通知します。

2019年

- 3月26日(火) 正午……………公募締め切り
- 4月～5月（予定）……………外部有識者による採択審査委員会
- 6月（予定）……………採択結果の決定及び通知
- 7月（予定）……………交付決定・事業開始

### 3-5. 情報の取扱い

#### (1) 秘密の保持

NEDOは、提出された申請書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿って定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。

提出された申請書は、助成する事業者を選定する審査のみに使用します。審査委員には守秘義務があります。

取得した個人情報については、研究開発実施体制等の審査のために利用します。また、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。ご提供いただいた個人情報は、法令等により提供を求められた場合を除き、上記の利用目的以外で利用することはありません。

主任研究者候補 研究経歴書（様式5）、主要研究員候補 研究経歴書（様式6）については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第3条の定めにより、助成事業者決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。

#### (2) e-Rad 情報の取扱い

e-Radに登録された各情報（応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額、事業期間及び事業概要）及びこれらを集約した情報は、「国立研究開発法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

また、技術開発の期間中及び終了後において、文部科学省が管理運営するe-Radを通じ、内閣府の作成する標記データベースに、各種の情報を提供することがあります。

#### (3) テーマ概要の公開

採択テーマの概要（テーマ名、提案者名、予算額、事業期間、事業概要及び省エネルギー効果量等）につきましては、原則として交付決定後に公開する予定です。

## 4. 採択された場合

### 4-1. 助成金の交付申請及び交付決定

#### (1) 交付申請書の提出

採択が決定された場合には、速やかに交付申請書を提出してください。なお、採択決定に当たって条件が付された場合には、その条件に同意していただく必要があります。

なお、交付決定時に、事業実施者の代表取締役又は当該事業を統括する担当役員等から直接ヒアリングをさせていただくことがあります。

#### (2) 交付申請書作成に当たっての制限

申請時に提出していただいた提案書に記載された内容を逸脱した交付申請（例えば、計画の大幅な変更、提案書に記載された実施体制の変更、提案書に記載された技術開発費の年度ごとの総額を超える申請等）は、原則として認められません。

また、採択時に条件が付された場合、その条件に従って作成していただく必要があります。

#### (3) 交付決定

NEDOは交付申請内容を審査して、妥当と判断した場合に交付決定を行います。技術開発費助成の対象は、交付決定日以降です。

### 4-2. 技術開発の実施

#### (1) 交付決定の取り消し

申請内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還を求めることがあります。

#### (2) 交付に当たっての条件について

交付規程第9条の他に、新たに条件を付加する場合があります。

#### (3) 禁止事項及び不正防止

本事業は、「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定）や、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）等に基づき、禁止事項及び不正防止策を定めています。

詳細は<添付資料5>を参照してください。

#### (4) 技術開発状況の進捗確認に対する協力をお願い

NEDOは、必要に応じて外部有識者等で構成する委員会を設置して、事業実施者が行う技術開発に必要な助言等を行います。このため、事業実施者に委員会への出席・報告等の協力を求めることがあります。

#### (5) 次の技術開発フェーズに進むための評価

複数の技術開発フェーズの組合せで採択された場合は、次の技術開発フェーズに進む際、ステージゲート審査を受けていただきます。その際の審査結果に基づいて次の技術開発フェーズに進むか中止するかをNEDOが決定します。また、3年の期間で事業を行う場合は、2年目終了前に中間評価を行い、その際の審査結果に基づいて継続か中止かをNEDOが決定します。

- ・ステージゲート審査：現技術開発フェーズ終了前
- ・中間評価：3年事業の2年目終了前

## (6) 事業化計画などのヒアリング

中間評価・ステージゲート・事後評価（４－３．（２）参照）等のタイミングで、事業実施者の代表取締役又は当該事業を統括する担当役員等から直接ヒアリングをさせていただくことがあります。

## (7) 国民との科学・技術対話

本助成業務に係る講演、成果展示、情報発信等の研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という。）に係る経費の計上が可能です。

本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。その際、経費は内容に応じて該当する費目（消耗品費、旅費、借料等）にそれぞれ計上してください。

- ① パネル作成料、展示会出展料、セミナーに係る会場費、本活動に係る旅費等を計上することができます。
- ② 本助成業務以外の内容が含まれる場合は、講演時間や展示内容等を勘案して合理的に按分して計上してください。（この場合、算出根拠を明確にしてください。）

本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

### 【参考】

平成22年6月19日総合科学技術会議

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

## (8) 本事業で得られた成果の発表の取扱いについて

本事業では、交付規程第9条第1項二十一号及び第23条第2項に定める報道機関その他への成果の公開・発表等については、以下のとおりとします。

- ① 本事業の成果、実用化・製品化に係る発表又は公開（取材対応、ニュースリリース、製品発表等）を実施する際は事前にNEDOに報告してください。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の3週間前に報告してください。
- ② 報告の方法は、文書によるもの他、電子媒体（電子メール等）による通知を認めます。その際、NEDOからの受領の連絡をもって履行されたものとします。
- ③ 公開内容についてNEDOと事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めてください。
- ④ 前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容がNEDO事業の「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」による成果として得られたものであることを明示してください。なお、その場合には、NEDOの了解を得てNEDOのシンボルマークを使用することができます。

### 【発表又は公開する場合の記載例】

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」において得られたものです。」



#### 【事業化等について発表又は公開する場合の記載例】

「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」において得られた成果を（一部）活用しています。」

#### （9）安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

①我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制\*が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

②貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

③本助成事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。交付決定時において、本助成事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。なお本助成事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

④安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

（Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>）

・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

・ 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>

・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

[http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

#### （10）重複の排除

国（国立研究開発法人等を含む）が助成する他の制度（補助金、委託費等）において、過去実施した事業または現在実施中の事業と今回提案された事業が、同一の提案者による同一の研究開発課題（配分される研究開発の名称及びその内容をいう。）と判断された場合、採択を行いません。

### 4-3. 技術開発の終了後

#### (1) 報告書の提出

事業全体が終了した際には、事業全体の期間に亘る報告書を提出していただきます。複数の技術開発フェーズに亘る場合には、技術開発フェーズの終了ごとに報告書を提出していただきます。

#### (2) 事後評価

技術開発終了後に実施する予定の事後評価に協力していただきます。

#### (3) 企業化状況報告書等の提出

採択された事業にあつては、助成事業終了後に企業化に努めていただくとともに、助成事業の完了年度の翌年度以降5年間（実用化開発フェーズの場合、助成事業の完了年度の翌年度以降8年間）の企業化状況報告書を年度ごとに提出していただきます。また、助成事業の成果を踏まえた当該助成事業に係る事業化計画書等を提出していただくことがあります。

詳細は<添付資料2>をご覧ください。

#### (4) 収益納付について

助成事業の企業化等（企業化状況報告書）により、収益が生じたと認められたときは、助成事業の完了年度の翌年度以降5年間、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。詳細は交付規程第25条を参照してください。（実用化開発フェーズの場合、助成事業の完了年度の翌年度以降8年間）

#### (5) 取得した資産の取扱い

取得した資産は、助成事業者（委託先、共同研究先を含む）に所有権があります。ただし、助成金を適正に執行する観点から、該当する資産には、資産標示票（NEDOロゴシール）を貼っていただくと共に、処分制限が設定されます。これらの資産を、助成金の交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供しようとする場合、事前にNEDOの承認が必要となります（交付規程第16条）。

※ 処分が制限されている財産は、「取得価格が単価50万円以上（消費税抜）の財産」です。

#### (6) 調査への協力

- ① 技術開発終了後、成果のフォローアップ調査を行う予定です。ご協力をお願いします。
- ② 技術開発終了後、本技術開発成果についての追跡調査・評価にご協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、<添付資料6>をご覧ください。  
また、特許等の取得状況調査についても、協力いただく場合があります。

## 5. 問い合わせ

本件に関する質問等に関しては説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせに関しては、公募締め切り前日の17時まで、下記宛電子メールで受け付けます（日本語のみ）。また、希望者に対しては、面談も受け付けます。（審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。）

○お問い合わせ先、面談お申し込み先：

省エネルギー部 「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」事務局

電子メールアドレス：[shouene@nedo.go.jp](mailto:shouene@nedo.go.jp)

○e-Rad の操作方法に関しては、下記 e-Rad ヘルプデスクへお問い合わせください。

<e-Rad ヘルプデスク： Tel: 0570-066-877 9:00~18:00（平日）>

<添付資料1>

「重要技術」一覧

エネルギー転換・供給部門		
重要技術課題	内容	具体的関連技術など
(1) 高効率火力発電・次世代送配電技術	化石燃料の高効率利用を可能とする A-USC (先進超々臨界圧発電)、IGCC (石炭ガス化電池複合発電)、IGFC (石炭ガス化燃料電池複合発電)、1700℃級ガスタービン等の高効率火力発電技術、超電導送電、ダイヤモンドリスポンズ、再エネ協調制御などエネルギー社会を支える次世代の送配電ネットワーク技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高効率火力発電</li> <li>・超電導送電</li> <li>・次世代送配電機器</li> <li>・ダイヤモンドリスポンズ</li> <li>・再生可能エネルギー協調制御</li> </ul>
(2) コージェネ・熱利用システム	エネルギー利用効率を大幅に向上させる熱の利用を促進するための地域熱利用、コージェネレーション、蓄熱等に係るシステム及び燃料電池に関する技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代地域熱ネットワーク</li> <li>・コージェネレーション</li> <li>・蓄熱システム</li> <li>・燃料電池</li> </ul>

産業部門		
重要技術課題	内容	具体的関連技術など
(1) 製造プロセス省エネ化技術	様々な一貫した製造プロセス (化学品、製鉄、ガラス、セメントなど) における省エネ化技術。従来のエネルギー使用量削減の考え方に加え、エクセルギー (有効仕事) の利活用という面からも見直して、製造プロセスの大幅な改善を目指す技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ型部素材製造プロセス</li> <li>・革新的製鉄プロセス</li> <li>・産業用ヒートポンプ</li> <li>・コージェネ・熱利用システム</li> </ul>
(2) 省エネ化システム・加工技術	技術の組み合わせや蓄熱・熱輸送を用いた熱利用の柔軟化などのシステム化や熱加工・動力等個々の製造プロセス共通の生産加工プロセスの改善により、大きな省エネルギーを促進すると期待される技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業間エネルギーネットワーク</li> <li>・生産加工プロセス (レーザー加工プロセスなど)</li> </ul>
(3) 省エネプロダクト加速化技術	その製造プロセス自身では大幅な省エネルギーは期待できないが、製品使用段階における省エネルギー効果が極めて高い省エネプロダクトを生み出すことで省エネルギーに寄与する技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セラミックス製造技術</li> <li>・炭素繊維・複合材料製造技術</li> </ul>

家庭・業務部門		
重要技術課題	内容	具体的関連技術など
(1) Z E B・Z E H	住宅・建築物の躯体・設備の省エネルギー性能の向上及び負荷制御や統合制御等を総合的に設計することにより、住宅又は建築物のエネルギー消費量を正味でゼロに近づける技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム統合化技術</li> <li>・高断熱・高遮熱・高气密技術</li> <li>・パッシブ技術</li> <li>・高効率給湯技術</li> <li>・高効率空調技術</li> <li>・高効率照明技術</li> <li>・革新的なエネルギーマネジメント技術</li> </ul>
(2) 省エネ型情報機器・システム	IT 機器の利用等により増大する消費電力量を削減するため、個別のデバイスや機器の省エネルギー化を進展させる技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ型情報機器</li> <li>・省エネ型次世代ネットワーク通信</li> <li>・待機時消費電力削減技術</li> <li>・高効率ディスプレイ</li> </ul>
(3) 快適・省エネヒューマンファクター	個人により異なる快適性や嗜好性を尊重しつつ、これらを巧みに活用・応用することによって省エネルギーを進展させる概念・手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人間の環境行動を誘発する技術</li> <li>・センシング技術、制御技術</li> <li>・快適性、省エネを両立する新たな機器・システム</li> </ul>

運輸部門		
重要技術課題	内容	具体的関連技術など
(1) 次世代自動車等	電気自動車など、従来の自動車から大幅に燃費改善が可能な自動車に資する技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気自動車</li> <li>・プラグインハイブリッド自動車</li> <li>・燃料電池自動車</li> <li>・先進的内燃機関性能向上</li> </ul>
(2) I T S (Intelligent Transport Systems) 等	情報通信技術や制御技術を活用して、人、物及びそれらを運ぶ交通システム全てに係る流れの最適化を図ると同時に、事故や渋滞の解消、省エネルギーや環境との共存を図ることを目指した技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ走行支援技術 (自動運転・隊列走行、無人走行など)</li> <li>・TDM (交通需要マネジメント技術)</li> <li>・交通制御、管理技術</li> <li>・交通情報提供・管理情報技術</li> </ul>
(3) スマート物流システム	ドアからドアの間の輸送、保管、荷役などそれぞれの過程の荷物情報と、輸送機関・物流結節点等の情報などを通信技術により総合的に連携・制御することで省エネルギー及び物流の効率化を図る技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貨物・輸送・物流結節点等の情報のマッチング技術</li> <li>・荷物のトレーサビリティ技術</li> <li>・環境パフォーマンス測定技術</li> </ul>

部門横断		
重要技術課題	内容	具体的関連技術など
(1) 革新的なエネルギーマネジメント技術	需要側のエネルギー使用実態を日次／月次／年次レベルで徹底的に解析し、単体の機器や設備を更に効率的に稼働させるとともに、相互の稼働状況を統合制御し全体最適を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ x EMS (HEMS、BEMS、FEMS、CEMS)</li> <li>・ I o T</li> <li>・ 統合制御技術</li> </ul>
(2) パワーエレクトロニクス	IT 化による飛躍的なエネルギー消費の伸びに対応し、あらゆる分野で使用される電気電子機器等に備わる電源の高効率化を支える技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ワイドギャップ半導体</li> <li>・ 電力変換器 (高効率インバータ等)</li> </ul>
(3) 次世代型ヒートポンプシステムの実現*	ヒートポンプに関わるシステム化技術や革新的要素技術の開発により、高効率化・低廉化と温室効果ガス排出量削減とを実現する技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ システム化技術 (未利用熱利用技術、高効率熱回収・蓄熱技術、熱搬送高度化技術等)</li> <li>・ 革新的要素技術 (高効率冷凍サイクル、低負荷域効率化技術、排熱利用高温生成技術、新規冷媒及びそれらに対応する高性能熱交換器、高効率圧縮機等の技術開発)</li> </ul>

\*次世代型ヒートポンプシステムについては、ステージゲート審査、中間評価及び事後評価時に、NEDOが別途公表している「ヒートポンプシステムの性能評価ガイドライン」を参考に研究開発成果の効果を試算・評価していただきます。

<[https://www.nedo.go.jp/activities/FK\\_00207.html](https://www.nedo.go.jp/activities/FK_00207.html)> 参照

<添付資料 2 >

「助成事業」のポイント

項目	助成事業（本プログラム）
実施主体	助成事業者（助成事業者が主体的に取り組む技術開発事業を、NEDOがその事業費の一部を負担することで支援します）
消費税	対象外経費（税法上は、不課税取引として課税売上計上しない）
研究資産の帰属	助成事業者（処分制限期間があります。 本文「4-3」及び交付規程第16条参照）
事業成果の帰属（含む知財）	助成事業者
研究開発体制	NEDO ⇒ 助成事業者（⇒ 委託先） （⇒ 共同研究先）
事業内容の変更の際の事務手続き	「主要な内容の変更」の場合 計画変更承認申請書の提出、 NEDOの承認（変更交付決定含む） 「軽微な変更」の場合 計画変更届出書の提出
複数年度契約における期間延長手続き	計画変更承認申請書の提出、NEDOの承認（変更交付決定含む）
資産登録	処分制限財産について年度末にNEDOに報告、また資産標示票（NEDOのロゴシール）を貼付
NEDOの支払額	対象とする経費実績額×助成率
収益納付	あり（本文「4-3」。助成事業の完了年度の翌年度以降、5年間（実用化開発フェーズは8年間）は納付、詳細は交付規程第25条を参照）
財産処分制限	あり（対象は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械及び重要な器具その他の財産）
企業化状況報告書	あり（助成事業完了年度の翌年度以降、5年間（実用化開発フェーズは8年間）は提出、詳細は交付規程第24条を参照）

【参考：収益納付額について】

①収益納付額算定式について

「助成事業に係る当該年度収益額」	×	「助成金寄与度」
(※4)		(※5)

(※4)助成事業に係る当該年度収益額＝営業利益×(助成事業対象部分売上／売上高)

「助成事業に係る当該年度収益額」は、助成事業の実施結果の企業化、産業財産権の譲渡又は実施権の設定及びその他当該助成事業の実施結果の他への供与による収益が対象となります。算定に当たって根拠となる資料(助成事業に係る売上明細、損益計算書、その他算定に必要な資料)を添付してください。

(※5) 単年度生産コストベース(I)を基本とし、累積投資ベース(II)の考え方も可とします。なお、累積投資ベースによる考え方を希望する場合はNEDO担当部にご相談ください。なお、年度毎により、IとIIを変更することはできません。

I. 助成金寄与度 = (助成金確定額の1/5) / 各年度に要したコスト<sup>注1</sup>

注1 各年度の助成事業に係る売上原価及び販管費を売上高に占める助成事業の売上高の割合を乗じて算出し、助成期間中の自己負担額の1/5及び助成金確定額の1/5を加算

※実用化開発フェーズの場合は、上記の1/5を1/8に読み替えてください。

II. 助成金寄与度 = 助成金確定額 / 助成対象費用<sup>注2</sup>

注2 助成期間の助成対象費用に助成期間終了後における追加投資費用を毎年度加算。追加投資費用についてはエビデンスの確認を求めます。

② 収益額が少額の場合の取扱いについて

助成事業に係る当該年度収益額が、収益納付期間単年度換算をした助成金確定額の1%に満たない場合は、収益納付対象外とします。

③ 中小企業を対象とした特例について

財務基盤が比較的脆弱なものが多いと考えられることを踏まえ、経常収支の状況も考慮して収益納付を求めます。助成先がNEDO助成事業における中小企業の定義に該当する場合には、経常収支が赤字となることを理由に本年度納付額の全部又は一部の納付を猶予することができます(免除ではありません)。助成先は、納付猶予申請書(様式第21)をNEDOに提出し、承認を受ける必要があります。納付の猶予を必要とする場合には、あらかじめNEDO担当部にご相談ください。

【参考：財産処分制限について】

- ① 処分が制限されている財産は、「取得価格が単価50万円以上(消費税抜)の財産」です。
- ② 処分を制限する期間(取得年月日からの年数)は、「昭和53年通商産業省告示第360号」を準用する旨、交付規程に定められています。

(2) 処分制限期間

対象となる助成事業は、原則として「昭和53年通商産業省告示第360号」に事業名の定めがありませんので、その場合は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」において、「耐用年数」を「処分制限期間」と読み替えて適用します。

(参考)

減価償却資産の耐用年数等に関する省令(抄)(昭和40年大蔵省令第15号)

別表第6 開発研究用減価償却資産の耐用年数表(抜粋)<sup>※</sup>

種類	細目	耐用年数(年)
建物及び建物 附属設備	建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	五
構築物	風どう、試験水そう及び防壁	五
	ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	七
工具		四
器具及び備品	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	四
機械及び装置	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの	七
	その他のもの	四
ソフトウェア		三

「処分制限期間」と読み替え

※ この表にないものは、省令別表第1、第2等に拠ります。

<添付資料 3 >

省エネルギー効果量の計算方法と算出例

必要な省エネルギー効果量は、必ず下記の2つの指標に基づいて計算してください。

$$20XX年時点の省エネルギー効果量 = \text{指標A} \times \text{指標B}$$

**指標A**：単位当たりの省エネルギー効果量

当該技術開発による成果物1つ当たりのエネルギー削減量です。

**指標B**：20XX年時点の市場導入(普及)量

適用可能な対象市場自体の大きさに対する市場占有率から算出してください。

●省エネルギー効果量算定に当たっての注意

- ・省エネルギー効果量は、必ず原油に換算(単位はkL/年)して表記してください。  
この場合、発熱量1MJを原油2.58×10<sup>-5</sup>kL(※)としてください。  
※発熱量1ギガジュールを原油0.0258キロリットルとして換算すること(省エネ法施行規則第4条)による。
- ・計算の過程でエネルギー源を熱量に換算する場合は、(別表1)エネルギー源別標準発熱量のうち標準総(高位)発熱量を使用してください。特に、機器の消費電力を換算する際、誤って電力発電端発熱量(8.683MJ/kWh)を使用する提案が多数あります。送電時の損失等を加味した電力受電端発熱量(9.484MJ/kWh)の使用が正解ですので、ご注意願います。
- ・省エネルギーとは、使用する総エネルギーの合理化ですので、省エネルギー効果量算定にあたり、非化石エネルギーへの置き換え等は対象外ですので、ご注意願います。
- ・計算に用いる数字を設定する際は、客観的なデータを基に使用してください。また、対象市場の規模や占有率の予測は、必ず根拠と併せて示してください。
- ・成果物が最終製品ではない場合には、当該技術の貢献度を加味して算出してください。

\*\*\*\*\*

【計算例 I 家庭用ヒートポンプ式給湯器の技術開発】

<前提> (注) 下記は数値のみを示していますが、根拠の詳細な説明が必要です。

○現状/技術開発ターゲット

- ・従来の家庭用小型ヒートポンプ給湯器 COP の現状値：5.0 . . . (1)
- ・技術開発する家庭用小型ヒートポンプ給湯器 COP の目標値：8.0 . . . (2)
- ・年間給湯負荷：18000MJ/年・台 . . . (3)
- ・販売開始3年後の普及台数(全メーカー製品のストック)：900万台 . . . (4)
- ・2030年の普及台数(全メーカー製品のストック)：1430万台 . . . (5)
- ・上記の内提案者のシェア：2030年まで現在の20%を維持できる . . . (6)

○定数等

(注) 別表1より

- ・電力受電端発熱量：9.484MJ/kWh . . . (7)
- ・電力消費時発生熱量：3.600MJ/kWh . . . (8)

○原油への換算

- ・発熱量1MJを原油2.58×10<sup>-5</sup>kL . . . (9)

**指標A** (効果量)

①開発器1台当たりの稼働に必要な一次エネルギーは、

$$(3) \div (8) \div (2) \times (7) = 18000 \div 3.600 \div 8.0 \times 9.484 = 5.9 \times 10^3 \text{MJ} / (\text{台} \cdot \text{年}) \quad \dots (10)$$

②従来の家庭用小型ヒートポンプ給湯器1台当たりの稼働に必要な一次エネルギーは、

$$(3) \div (8) \div (1) \times (7) = 18000 \div 3.600 \div 5.0 \times 9.484$$



$$= 9.5 \times 10^3 \text{MJ} / (\text{台} \cdot \text{年}) \quad \dots (11)$$

③よって、開発器1台当たりの年間の省エネルギー量は、(10)、(11)より  
 $9.5 \times 10^3 - 5.9 \times 10^3 = 3.6 \times 10^3 \text{MJ} / (\text{台} \cdot \text{年}) \quad \dots (12)$

④原油量に換算すると、  
 $(12) \times (9) = 3.6 \times 10^3 \times 2.58 \times 10^{-5}$   
 $= 0.093 \text{kL} / (\text{台} \cdot \text{年}) \quad \dots (13)$

3)

**指標B** (導入量)

①販売開始3年後における当該開発器の市場ストック量は、  
 $(4) \times (6) = 900 \text{万} \times 20\% = 180 \text{万台} \quad \dots (14)$

②2030年における当該開発器の市場ストック量は、  
 $(5) \times (6) = 1430 \text{万} \times 20\% = 290 \text{万台} \quad \dots (15)$

●省エネルギー効果量 (原油換算値)

以上の**指標A**、**指標B**の計算結果から、

$$(13) \times (15) = 0.093 \times 290 \text{万台} = 27 \text{万KL} (@2030年)$$

[参考値]

$$(13) \times (14) = 0.093 \times 180 \text{万台} = 17 \text{万KL} (@販売開始後3年後)$$

\*\*\*\*\*

**【計算例II 高輝度LED照明機器の技術開発】**

<前提> (注) 下記は数値のみを示していますが、根拠の詳細な説明が必要です。

○現状/技術開発ターゲット

- ・従来の省エネ型高輝度照明機器の消費電力：400W
- ・技術開発する高輝度LED照明機器の消費電力：200W (開発品により消費電力は50%減)
- ・高輝度照明機器の年間稼働時間：3000h  
 従来の省エネ型高輝度照明機器の年間消費電力は、1200kWh / (個・年)  $\dots (1)$   
 技術開発する高輝度LED照明機器の年間消費電力は、600kWh / (個・年)  $\dots (2)$

○定数等 (注) 別表1より

- ・電力受電端発熱量：9.484MJ/kWh

○原油への換算

- ・発熱量1MJを原油2.58×10<sup>-5</sup>kL

**指標A** (効果量)

- ・高輝度LED照明機器1個による年間消費電力削減量は(1) - (2)より、600kWh / (個・年)
- ・定数から高輝度LED照明機器1台の年間消費電力削減量を原油量に換算すると、  
 $600 \text{kWh} / (\text{個} \cdot \text{年}) \times 9.484 \text{MJ} / \text{kWh} \times 2.58 \times 10^{-5} \text{kL} / \text{MJ} = 0.147 \text{kL} / (\text{個} \cdot \text{年}) \dots (3)$

**指標B** (導入量)

- ・販売開始3年間の導入量、及び2030年の導入量は、販売予定数から  
 10万個 (販売開始後3年間の市場ストック数)  $\dots (4)$   
 50万個 (2030年時点での市場ストック数)  $\dots (5)$

●省エネルギー効果量 (原油換算値)

以上の**指標A**、**指標B**の計算結果から、

$$(3) \times (5) = 0.147 \text{kL} / (\text{個} \cdot \text{年}) \times 50 \text{万個} = 7.4 \text{万kL} / \text{年} (@2030年)$$

※費用対効果を適用することとなる

[参考値]

$$(3) \times (4) = 0.147 \text{kL} / (\text{個} \cdot \text{年}) \times 10 \text{万個} = 1.5 \text{万kL} / \text{年} (@販売開始3年後)$$

\*\*\*\*\*

**【計算例III 高効率ガソリンエンジン開発】**

<前提> (注) 下記は数値のみを示していますが、根拠の詳細な説明が必要です。

○現状/技術開発ターゲット

- ・JC08モード燃費が15%向上する高効率ガソリンエンジンを開発する。

- ・燃費向上率15%によるガソリン燃料の削減率：13% ・・・(1)  
 $1 - (1 \div 1.15) = 0.13$
- ・日本国内のガソリン乗用車保有台数：8000万台 (@2014年) ・・・(2)
- ・乗用車による年間のガソリン総消費量：5600万kL/年 (@2014年) ・・・(3)
- ・ガソリン車1台あたりの年間のガソリン消費量(平均値)：0.7kL/(台・年) ・・・(4)

- 定数等 (注) 別表1より
  - ・ガソリンの発熱量：33.37MJ/L ・・・(5)
- 原油への換算
  - ・発熱量1MJを原油2.58×10<sup>-5</sup>kL ・・・(6)

- 指標A** (効果量)
- ・ガソリン車1台あたりの年間の原油消費量：0.60kL/(台・年) ・・・(7)  
 $(4) \times (5) \times (6) = 0.60 \text{ kL} / (\text{台} \cdot \text{年})$
  - ・ガソリン車1台あたりの年間の原油消費削減量：0.078kL/(台・年) ・・・(8)  
 $(7) \times (1) = 0.078 \text{ kL} / (\text{台} \cdot \text{年})$

- 指標B** (導入量)
- ・商品化開始後の2021年における高効率ガソリンエンジン搭載総台数：18万台 ・・・(9)  
 (2015年に開発完了。2019年より年間6万台の乗用車に搭載。年間6万台ずつ搭載数が増加すると仮定し、2021年には累計年間18万台が走行すると想定)
  - ・2030年における高効率ガソリンエンジン搭載総台数：120万台 ・・・(10)  
 (2030年での累計年間走行台数は、2020年での累計年間台数12万台の10倍増加すると想定)

- 省エネルギー効果量(原油換算値)  
 以上の**指標A**、**指標B**の計算結果から、  
 $(8) \times (10) = 0.078 \times 120 \text{ 万台} = 9.4 \text{ 万 kL} / \text{年} \text{ (@2030年)}$   
※費用対効果を適用する例

- [参考値]  
 $(8) \times (9) = 0.078 \times 18 \text{ 万台} = 1.4 \text{ 万 kL} / \text{年} \text{ (@販売開始3年後)}$

(別表1)

[エネルギー源別標準発熱量一覧表]

「エネルギー源別標準発熱量・炭素排出係数の改訂案について」(経済産業研究所戒能一成著)より抜粋

6-2-1. 本 表

エネルギー源	標準総(高位)発熱量・固有単位	炭素排出係数(gC/MJ)	備 考
[石炭・石炭製品]			
輸入原料炭	28.79 MJ/kg	24.53	湿炭, 加重平均
コークス用原料炭	28.94 MJ/kg	24.42	湿炭
吹込用原料炭	28.01 MJ/kg	25.06	湿炭
輸入一般炭	25.97 MJ/kg	24.42	湿炭
輸入無煙炭	27.80 MJ/kg	25.92	湿炭
コークス	29.18 MJ/kg	30.22	有水・有灰
コークス炉ガス	19.12 MJ/m <sup>3</sup> @SATP	10.93	25℃・10 <sup>5</sup> Pa
高炉ガス	3.284 MJ/m <sup>3</sup> @SATP	(個別算定)	25℃・10 <sup>5</sup> Pa
転炉ガス	7.640 MJ/m <sup>3</sup> @SATP	41.72	25℃・10 <sup>5</sup> Pa
[石 油]			
精製用原油	38.28 MJ/l	19.00	25℃・10 <sup>5</sup> Pa
NGLコンデンセート	34.93 MJ/l	18.26	25℃・10 <sup>5</sup> Pa
L P G	50.06 MJ/kg	16.38	液体, 加重平均
ナフサ	33.31 MJ/l	18.63	25℃・10 <sup>5</sup> Pa
ガソリン	33.37 MJ/l	18.72	加重平均
ジェット燃料油	36.34 MJ/l	18.60	加重平均
灯 油	36.49 MJ/l	18.71	25℃・10 <sup>5</sup> Pa
軽 油	38.04 MJ/l	18.79	25℃・10 <sup>5</sup> Pa
A重油	38.90 MJ/l	19.32	25℃・10 <sup>5</sup> Pa
C重油	41.78 MJ/l	20.17	25℃・10 <sup>5</sup> Pa
潤滑油	40.20 MJ/l	19.89	25℃・10 <sup>5</sup> Pa
他重質石油製品	41.87 MJ/kg	20.41	有水・有灰
オイルコークス	33.29 MJ/kg	24.50	有水・有灰
製油所ガス	46.73 MJ/m <sup>3</sup> @SATP	14.44	25℃・10 <sup>5</sup> Pa
[天然ガス・都市ガス]			
輸入天然ガス(LNG)	54.48 MJ/kg	13.95	液体
国産天然ガス	40.15 MJ/m <sup>3</sup> @SATP	13.97	25℃・10 <sup>5</sup> Pa
都市ガス	<u>41.21</u> MJ/m <sup>3</sup> @SATP	<u>14.04</u>	加重平均
[電力・熱]			
電力消費時発生熱量	3.600 MJ/kWh	(個別算定)	定義値
電力受電端発熱量	9.484 MJ/kWh	(個別算定)	計算値
電力発電端発熱量	8.683 MJ/kWh	(個別算定)	計算値
蒸気消費時発生熱量	2.571 MJ/kg@SATP	(個別算定)	100℃飽和蒸気

別掲図表 6-2-1-1. ~ 6-2-1-8. 総(高位)発熱量-炭素排出係数相関図 (全体, 固体・液体・気体)

[注] 機器の消費電力を熱量換算する場合は、上記の電力受電端発熱量を使用してください。

6-2-2. 参考値表

エネルギー源	標準値(高位)発熱量・固有単位	炭素排出係数(gC/MJ)	備考
(石炭・石油・天然ガス)			
国産一般炭	25.28 MJ/kg	23.74	湿炭
亜炭・褐炭	13.05 MJ/kg	26.82	湿炭
発電用輸入一般炭	25.97 MJ/kg	24.42	湿炭
練豆炭	23.90 MJ/kg	25.92	有水・有灰
COM	36.20 MJ/kg	21.88	有水・有灰
CWM	20.90 MJ/kg	24.42	有水・有灰
コールタール	37.26 MJ/kg	20.90	有水・有灰
発電用高炉ガス	3.403 MJ/m <sup>3</sup> @SATP	(個別算定)	25°C・10 <sup>5</sup> Pa
発電用原油	39.30 MJ/l	19.14	25°C・10 <sup>5</sup> Pa
瀝青質混合物	22.44 MJ/kg	19.96	有水・有灰
純プロパン	50.35 MJ/kg	16.23	液体
純ブタン	49.43 MJ/kg	16.72	液体
プレミアムガソリン	33.75 MJ/l	19.26	25°C・10 <sup>5</sup> Pa
レギュラーガソリン	33.31 MJ/l	18.63	25°C・10 <sup>5</sup> Pa
改質生成油	33.75 MJ/l	19.26	25°C・10 <sup>5</sup> Pa
ジェット燃料(ガソリン型)	35.43 MJ/l	18.35	25°C・10 <sup>5</sup> Pa
ジェット燃料(灯油型)	36.54 MJ/l	18.66	25°C・10 <sup>5</sup> Pa
B重油	40.40 MJ/l	19.98	25°C・10 <sup>5</sup> Pa
発電用C重油	41.16 MJ/l	19.82	25°C・10 <sup>5</sup> Pa
アスファルト	41.87 MJ/kg	20.41	有水・有灰
電気炉ガス	7.640 MJ/m <sup>3</sup> @SATP	41.72	25°C・10 <sup>5</sup> Pa
硫黄	9.255 MJ/kg(無水)	0.00	純硫黄理論値
輸入天然ガス(気化LNG)	40.46 MJ/m <sup>3</sup> @SATP	13.95	25°C・10 <sup>5</sup> Pa
水溶性ガス田ガス	35.74 MJ/m <sup>3</sup> @SATP	13.49	25°C・10 <sup>5</sup> Pa
油田随伴ガス・他ガス	41.53 MJ/m <sup>3</sup> @SATP	14.12	25°C・10 <sup>5</sup> Pa
炭鉱ガス	15.30 MJ/m <sup>3</sup> @SATP	13.49	25°C・10 <sup>5</sup> Pa
都市ガス(12・13A供給)	42.18 MJ/m <sup>3</sup> @SATP	14.03	25°C・10 <sup>5</sup> Pa
都市ガス(LPG直接供給)	97.73 MJ/m <sup>3</sup> @SATP	16.38	25°C・10 <sup>5</sup> Pa
(再生可能・未活用エネルギー)			
黒液	13.61 MJ/kg(絶乾)	(0.00)	絶乾・有灰
廃材	17.06 MJ/kg(絶乾)	(0.00)	絶乾・有灰
固体バイオマス	17.79 MJ/kg(絶乾)	(0.00)	絶乾・有灰
液体バイオマス	23.42 MJ/l(無水)	(0.00)	純エタノール値
廃棄物ガス	21.44 MJ/m <sup>3</sup> @SATP	(0.00)	25°C・10 <sup>5</sup> Pa
廃タイヤ	33.20 MJ/kg	(0.00)	有水・有灰
廃プラスチック	29.30 MJ/kg	(0.00)	有水・有灰
RPF	26.69 MJ/kg	(0.00)	有水・有灰
RDF	18.00 MJ/kg	(0.00)	有水・有灰

## <添付資料 4 >

### 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を利用した応募手続きの流れについて

e-Rad ポータルサイトにおいてシステム利用規約を確認の上、下記マニュアルを参照し応募手続きをしてください。

○e-Rad 研究機関向け操作マニュアル [https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_organ.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)

○e-Rad 研究者向け操作マニュアル [https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_researcher.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html)

#### 1. 提案者ごとに所属研究機関を登録

各所属研究機関で1名、事務代表者を決め、e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を（事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請を併せて）郵送にて行います。登録手続きに日数を要する場合がありますので、**2週間以上の余裕を持って登録手続きをしてください。**



システム運用担当から所属研究機関通知書（事務代表者のシステムログイン ID、初期パスワード）、電子証明書が届きます。作業用 PC に電子証明書をインポートし、通知書に記載されたログイン ID、初期パスワードを入力してログインします。

参照マニュアル：研究機関事務代表者向けマニュアル第 5.00 版



#### 2. 研究代表者(主任研究者)情報の登録 (所属研究機関ごとに実施)

e-Rad 上で、部局情報、事務分担者（設ける場合）、研究代表者（各研究機関で代表となる研究者）を登録し、研究代表者用 ID（ログイン用 ID と登録用 ID があります）、パスワードを発行させます。

参照マニュアル：研究機関事務代表者向けマニュアル第 5.00 版



#### 3. 応募基本情報の入力と申請 (技術開発責任者が実施)

e-Rad 上で応募基本情報を入力し、「応募情報登録確認」画面で確認を行います。また提案書プレビューボタンで応募内容提案書 PDF を生成し、全ページ分を印刷してください。内容に誤りの無いことを確認した上で「実行」ボタンを押し応募基本情報の申請をします。

参照マニュアル：研究者向けマニュアル第 5.00 版

## <添付資料 5 >

### 禁止事項及び不正防止について

#### 1. 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

(1) 本事業の申請者、研究者において、「不合理な重複」(注1)、又は「過度の集中」(注2)が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。

注1：「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

注2：「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

#### (2) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の方法

NEDOは、競争的資金の不合理な重複・過度の集中を排除するため、必要な範囲内で、応募内容の一部を、e-Rad等を通じて、他府省を含む他の競争的資金担当課（国立研究開発法人等である配分機関を含む。以下同じ。）に情報提供します。予めご了承ください。

なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取り消し又は減額配分とすることがあります。

#### 2. 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認めら

れた場合、以下の措置を講じます。

- (※1) 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブページ  
[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)
- (※2) 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご覧ください：NEDOウェブページ  
<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html>

(1) 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- ① 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ② 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。

(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)

- ③ 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDOの事業への応募を制限します。

(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)

- ④ 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも①～③の措置を講じることがあります。

- ⑤ 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

(2) 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の交付決定に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

### **3. 研究活動の不正行為への対応**

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成20年2月1日19年度機構達第17号。NE

DO策定。以下「研究不正機構達」という。※4)に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(※3) 研究不正指針についてはこちらをご参照ください。：経済産業省ウェブサイト

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

(※4) 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください。：NEDOウェブサイト

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html>

(1) 本事業において不正行為があると認められた場合

①当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。

②不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。

(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)

③不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。

(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)

④府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記③により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

⑤NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

(2) 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。



#### 4. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部  
〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー  
電話番号 : 044-520-5131  
FAX番号 : 044-520-5133  
電子メール : helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

URL : 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)> (電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分です。)

<添付資料6>

## 追跡調査・評価の概要

戦略的省エネルギー技術革新プログラム等で実施した開発成果のその後を把握するため、テーマ実施者に対し、テーマ終了後6年後までの動向についてアンケートやヒアリングを実施しております。また、本プログラムでは、エネルギー消費量を2030年度に原油換算で1,000万kL削減することを目標としており、その達成状況を把握するため、開発成果による省エネルギー効果については、その後も簡易なアンケート等を実施する予定です。本調査・評価への協力については、交付規程の協力事項及び存続条項に記載されております。

追跡調査・評価に関するご質問は、下記までお願い致します。

追跡調査・評価に関する問い合わせ先
国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO） 省エネルギー部 総括グループ TEL：044-520-5180 E-mail：shouene-followup@nedo.go.jp